

安全・安心まちづくり推進地区の変更について

1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定に基づき、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第7条の規定に基づく申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

2 変更申請のあった地区と内容

(1) 地区名

音六町会地区（防犯対策を推進する地区）

(2) 団体名及び代表者

音六町会 会長 小嶋 忠幸 氏

(3) 申請内容

地区名、地域活動団体名及び地区の範囲の変更

詳細は別紙申請書参照

(4) 新たな地区の範囲

音羽一丁目5番、6番（5～13号）、7番（1号、16号）、8～14番、19番（22～27号）、21～25番）

3 地区変更の手続（予定を含む。）

令和元年7月1日 推進地区変更の申請

令和元年7月26日 第39回安全・安心まちづくり協議会開催（審議）

令和元年8月19日～9月17日 該当地域の区民意見聴取

令和元年9月 推進地区変更の決定

(注) 防犯対策を推進する地区とは、条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

令和元年 7 月 / 日

文京区長 殿



団体名 音六町会
代表者 氏名 小嶋 忠幸
住所 [REDACTED]
連絡先 [REDACTED]

文京区安全・安心まちづくり推進地区変更申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり文京区安全・安心まちづくり推進地区の変更を申請します。

記

- 1 変更を求める文京区安全・安心まちづくり推進地区
名称 音六町会地区
平成30年7月10日付30文総危第76号
- 2 変更後の文京区安全・安心まちづくり推進地区の名称
音羽六・七・八町会 地区
(地域活動団体名：音羽六・七・八町会連合)
- 3 変更後の文京区安全・安心まちづくり推進地区の範囲
文京区音羽一丁目5番、6番(5～13号)、7番(1号、16号)、8～9番、
10～14番、19番(22～27号)、21～25番
- 4 変更を求める年月日
令和元年9月20日
- 5 変更理由
既に推進地区指定済みの音六町会地区に、音羽七和会と音八会の区域を加えた地域全体の住民による効果的な防犯活動を実施していくため。

